

国保

高額療養費

受領委任払制度の利用を

国民健康保険（国保）には、高額療養費受領委任払制度があります。これは、自己負担限度額を超えた部分を、高額療養費として市が直接病院などへ支払う制度です。

病院などの同意を得て、世帯主が市へ申請をしていただきます

す。本人は自己負担限度額（その他自費分）のみを支払えばよく、高額な医療費の負担を軽減することができます。対象は70歳未満の本市国保被保険者で、原則として国保税完納世帯の人。申請方法は病院などの同意を受けた後、申請書（市



孫たちとの楽しい会話

役所2階国保年金課4 B窓口
にあります）に記入・押印し病

院などへ提出 用意する物¹被
保険者証、世帯主の印鑑

出産一時金で

一時的な費用負担の軽減

出産に対する一時的な費用負担軽減のため、医療機関に支払う分べん費用を市が直接医療機関へ支払う制度があります。限度額は出産育児一時金支給額（三十三万円）の範囲内です。

なお、申請には医療機関の同意が必要のため、医療機関と相談してください。申請書は市役所2階国保年金課4 B窓口（

対象は本市の国民健康保険被保険者で妊娠4カ月以上の人（原則として国保税の完納世帯の人）用意する物²被保険者証・出産予定者が妊娠4カ月以上を証明する書類（母子手帳など）・世帯主の印鑑 その他³出生届提出時には被保険者証・母子手帳・世帯主の印鑑・医療機関からの分べん費用の請求書・世帯主名義の預金通帳が必要

保養施設

利用料金の一部を助成

本市の国民健康保険（国保）の加入者を対象に、保養施設利用助成券を交付して、利用料金の一部を負担します。本年度から、助成券の交付枚数が増え、年度内に一人一枚となりました。

対象施設は「国民年金健康保養センター」「草津グリーンパークパ
レス」、群馬保健福祉センター¹への加入者を対象に、助成券²一人一枚につき一枚（三千元分）年度内に一人一枚（ただし国保税完納世帯の人のみ）有効期限³来年3月31日 申し込み⁴被保険者証を用意して市役所2階国保年金課（4 B窓口）へ直接

問い合わせは国保年金課

890 6249へ。